

第 64 回全国大学かるた連盟総会議事録

日時：平成 28 年 8 月 12 日

場所：近江勸学館 2 階 浦安の間

開会

出欠：加盟校 81 校のうち 39 校の出席及び 15 校の委任状を確認。よって、3 分の 1 以上の出席及び委任状を満たすので本総会は成立するものとする。

議長の選出

阿部（会長・早稲田 3）：本総会の議長は阿部が務める。

第一号議案 平成 27 年度会計監査報告

阿部：昨年度会計監査の淵、及び今年度会計監査の重原がともに欠席のため、代理として東北大学の佐藤豊吉より報告する。

佐藤：平成 27 年度の会計は会計監査によって承認されたためこれを報告する。なお、会計の詳細については配布した資料の通りである。

第二号議案 連盟規則第五章第二条の改正について

阿部：連盟規則第五章第二十条について指摘があったため以下のように変更する。下線部が変更点である。本議案に対し何か意見がなければ、本議案の議決を拍手でとりたい。承認いただける方は拍手を願う。→賛成多数により、可決。

第五章第二十条 競技は (社) → (一社) 全日本かるた協会規定及び競技会規定による。大会運営規定はこれを別に定める。

第三号議案 大学選手権の出場規定の変更について

阿部：第 63 回総会において、連盟への準加盟における規定が変わったためそれに伴い「全日本大学かるた選手権大会出場資格規定」に新たに、専門学校・専修学校などに学籍を置く学生についての規則を追加する。変更された連盟規則第二章第四条は、同好会のない大学、短期大学、その他総会において加盟が認められた大学・専門学校・専修学校などに在学する学生は、本連盟に準加盟することができる、というものである。何か意見がなければ、本議案の議決を拍手でとりたい。承認いただける方は拍手を願う。→賛成多数により、可決

第四号議案 大学選手権団体戦出場権について

阿部：第 63 回総会において発議された団体戦出場権についてだが、近年の連盟への加入校増加に伴い出場資格として正加盟校のみ出場可能という規則が決定した。そこで、「全日本大学かるた選手権大会出場資格規定」に新たに、団体戦には全国大学かるた連盟正加盟校のみ出場可能とする規則を追加する。何か意見がなければ、本議案の議決を拍手でとりたい。承認いただける方は拍手を願う。→賛成多数により、可決

第五号議案 次年度大学選手権開催日程について

阿部：次年度の第 24 回全日本大学かるた選手権大会の開催日程を以下の通りとする。

団体戦：平成 29 年 8 月 12 日(土)

個人戦：平成 29 年 8 月 13 日(日)

阿部：本議案に関しては、まだ決定事項ではないため現時点での議決は差し控えさせていただく。変更に関しては加盟校の皆様にご承知おきいただきたい。

第六号議案 パンフレット訂正及び欠席連絡

阿部：資料の通りである。ご確認いただきたい。

阿部：何か質問はあるだろうか。なければ、以上をもって第 64 回全国大学かるた連盟総会を閉会とする。

→閉会